

参 照 資 料

(ガバナンス・情報開示のあり方)

目 次

1 . ガバナンス・情報開示のあり方（総論）	3 ~ 4
2 . ガバナンスのあり方	5 ~ 40
【理事の「内部的」コントロール関係】	
（ 1 ）意思決定機関、執行機関及び監事のあり方について	5 ~ 7
（ 2 ）役員構成の制限について	8 ~ 12
（ 3 ）役員報酬等の制限について	13 ~ 14
（ 4 ）役員の実務責任について	15 ~ 17
【理事の「外部的」コントロール関係】	
（ 5 ）外部監査の導入について	18 ~ 20
（ 6 ）代表訴訟類似の制度等について	21
【残余財産の帰属関係】	
（ 7 ）残余財産の帰属について	22 ~ 24

【財務関係】

(8) 内部留保のあり方について.....25 ~ 27

(9) 管理費等の水準について.....28 ~ 30

(10) 財産的基盤の確保について.....31 ~ 35

【その他ガバナンスに係る規律関係】

(11) 株式保有等制限について.....36 ~ 38

(12) その他39 ~ 40

3 . 情報開示のあり方41 ~ 43

1. ガバナンス・情報開示のあり方（総論）

議論の中間整理（平成 16 年 3 月 31 日公益法人制度改革に関する有識者会議）概要（抜粋）

3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方

今後の検討課題

- ・ 上記の 2 つの考え方を基に、以下の仕組みのあり方に係る論点のほか、公益性を取り扱う仕組みの効果、現行の民法・公益法人に係る指導監督基準等の関連規定及び公益法人等の実態を踏まえ、さらに検討。

適正運営の確保のあり方

[検討の視点]

- ・ 公益性を有するに相応しい規律を前提とした法人の自律性の確保
- ・ 法人の組織・運営が適正であるか否かの判断に資する透明性の確保
- ・ 現行の主務官庁制の下での指導監督の手法を離れ、法人の適正運営の確保を担保する手段の必要性

[検討課題]

- ・ 公益性を有する非営利法人について、ガバナンスを強化し、一般の非営利法人に比べしっかりした規律を確保すべきとの観点を踏まえた、理事の責任のあり方や理事に対するコントロールのあり方
- ・ プライバシーの保護に留意しつつ、利害関係者に対する情報開示にとどまらず、いわゆる社会監視の考え方により適正運営を図ることの必要性及びその開示の対象・内容・方法のあり方
- ・ 法人の不適正な運営に適切に対処する観点から、現行の主務官庁による指導監督に代わる、実効性のある事後チェックの手段のあり方
- ・ ガバナンスや情報開示等のあり方について、法人や事業の規模に配慮する必要性

議論の中間整理（平成 16 年 3 月 31 日公益法人制度改革に関する有識者会議）（抜粋）

（別紙）新たな非営利法人（仮称）制度の骨格とその検討課題

第 2 非営利社団法人（仮称）

3 社員

(1) 社員の最低人数、地位

社員たる資格の得喪等に関する規律について所要の規定を置くこととし、社員が 1 人となっても法人の存続を認めることとするが、設立の要件として社員が 2 人以上であることを要するかどうかについて、引き続き検討する。

(2) 社員の責任

社員は、法人の債権者に対して責任を負わないこととする（有限責任）。

有限責任タイプのほかに、社員が法人の債権者に対して責任を負うタイプの法人類型を設けるべきかどうかについては、有限責任タイプの制度設計を踏まえ、なお検討する。

4 管理

(1) 社員総会、理事（理事会）及び監事に関する制度設計

最高（万能）意思決定機関として社員総会を、執行機関として理事をそれぞれ置き、法人の業務を監査する機関として監事を置くことができることとする（社員総会万能タイプ）

社員総会万能タイプの他に、「基本的意思決定機関として社員総会を、業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する機関として理事会を、執行機関として代表理事を、法人の業務を監査する機関として監事をそれぞれ置くこととする（理事会設置タイプ）」ことについて、引き続き検討する。

(2) 社員の議決権、社員総会の議事運営等

社員の議決権や社員総会の議事運営について、所要の規定を置くこととする。

(3) 理事及び監事に関する規律

定数、任期、選解任、欠格事由及び法人との関係等に関する規律や非営利社団法人（仮称）又は第三者に対する責任等について、所要の規定を置くこととする。

5 計算等

会計帳簿及び計算書類等の作成等について所要の規定を置くこととし、計算書類等及び定款等の開示の在り方については、引き続き検討する。

6 定款の変更等

定款変更、解散及び合併等について、所要の規定を置くこととする。

7 清算時の残余財産の帰属

残余財産の帰属は、定款又は社員総会の決議によって定めることとする。

8 外部者による監査等

外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否については、会社法の見直しに関する議論を踏まえつつ、さらに検討する。

第3 非営利財団法人（仮称）

1 公益性を要件としない財団法人制度の創設の要否

公益性を要件としない一般的な財団法人制度の創設の要否について、その創設の意義と留意点を踏まえつつ、さらに検討する。

財団法人制度における非営利の概念について引き続き検討する。

2 基本財産制度、ガバナンス、計算等、寄附行為の変更等

基本財産制度の要否、ガバナンスの在り方（評議員会制度の要否、理事、監事制度の拡充の要否）、計算等及び寄附行為の変更等に関する規律の在り方について、公益性を要件としない一般的な財団法人制度の創設の要否と併せ、さらに検討する。

2. ガバナンスのあり方【理事の「内部的」コントロール関係】

(1) 意思決定機関、執行機関及び監事のあり方について

議論の中間整理（平成 16 年 3 月 31 日公益法人制度改革に関する有識者会議）（抜粋）

（別紙） 新たな非営利法人（仮称）制度の骨格とその検討課題

第2 非営利社団法人（仮称）

4 管理

(1) 社員総会、理事（理事会）及び監事に関する制度設計

最高（万能）意思決定機関として社員総会を、執行機関として理事をそれぞれ置き、法人の業務を監査する機関として監事を置くことができることとする（社員総会万能タイプ）

社員総会万能タイプの他に、「基本的意思決定機関として社員総会を、業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する機関として理事会を、執行機関として代表理事を、法人の業務を監査する機関として監事をそれぞれ置くこととする（理事会設置タイプ）」ことについて、引き続き検討する。

非営利法人（仮称）制度の創設に関する検討課題（議論の整理）非営利法人WG資料12（抜粋）

4 管理

(1) 社員総会、理事（理事会）及び監事制度の在り方

A案 最高（万能）意思決定機関として社員総会を、執行機関として理事をそれぞれ置き、法人の業務を監査する機関として監事を置くことができることとする（以下「社員総会万能タイプ」という。）

1 （社員総会万能タイプの規律の骨子）

・社員総会 = 社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができる。

・理事 = 権限 各理事が業務執行権、代表権を有する。

員数 一人又は数人

選解任 社員総会の決議による。

・理事会 = 法定の機関たる理事会は設置不要。

・監事 = 設置 任意

主な権限 法人の業務を監査する。

員数 一人又は数人

選解任 社員総会の決議による。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（役員の数）

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（役員の数、任期、選任及び欠格）

第三十六条 社会福祉法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

2～4 （略）

公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」）

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

（1）理事及び理事会

理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「運用指針」）

（7）理事会

理事会は、理事が協議し、法人としての意思を決定する場として非常に重要な役割を有するため、その成立要件及び議決要件は、理事多数の意思が適切に反映されるものでなければならない。これらは、議決する案件の種類等に応じたものである必要があり、一律とする必要はないが、特に定款又は寄附行為に定める事項を除き、最低でも過半数以上とする必要がある。

また、理事会の招集権は、会長又は理事長等に委ねられていることも多いが、これらの者の独断で、理事会が適切に招集されないおそれもあるため、理事会の招集権者が会議を招集しない場合又は欠けた場合（職務を遂行できない場合も含む。）には、一定人数以上の理事から会議開催の請求があったときは、招集権者又はその代行者が会議を招集しなければならないこととする必要がある。

なお、理事の人数が多く全国に散在している等のため理事会の頻繁な開催が困難な場合には、特定の理事による常任理事会を設置して、理事会の議決事項を審議させること又は定款の変更、解散、収支予算、決算報告、役員等の変更等の最重要事項を除く経常的な事項を処理させることも可能と考えられる。

指導監督基準

(2) 監事

監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。

監事は理事を兼ねないこと。

監事に関し、前記(1) - ~、を準用すること。

運用指針

監事は民法上任意に置けることとされているが、法人の業務、財産の運用、会計の処理等の監査を行うことにより、法人の業務の適正化を図るために重要な機関であることから、必ず置くようにすべきである。

この場合、監事は、客観的な立場で、法人の業務執行状況等の状況を監査する必要があるため、理事を兼ねることは許されず、また、原則として総会、評議員会等の第三者的な機関で選任されることを要する(「原則として」の例外として、財団法人において、公正な第三者の承認を得る等、監事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。)

また、理事の場合と同様の理由から、任期は原則として2年を基準とし、その報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額なものであってはならないものとする必要がある。

平成15年度 公益法人に関する年次報告(総務省)

表2-2-10 監事規模別法人数

所管官庁	法人数	監事制度なし法人数	監事規模別法人数						監事合計人数	監事平均人数	
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上			
国所管	社団	3,850	6	3	140	2,298	1,221	114	68	9,221	2.4
	財団	3,236	2	7	285	2,509	385	31	17	6,676	2.1
都道府県所管	社団	9,154	4	2	205	6,539	2,140	189	75	20,871	2.3
	財団	9,978	29	20	486	7,764	1,504	113	62	21,306	2.1
合計		26,043	41	32	1,109	18,975	5,221	443	222	57,694	2.2
		比率(%)	0.2	0.1	4.3	72.9	20.0	1.7	0.9		
前年合計		26,183	50	27	1,145	19,008	5,262	463	228	58,028	2.2

(注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数。

2 合計は共管重複分を除く実数。

(2) 役員構成の制限について

指導監督基準

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

理事のうち、同一の親族、(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

(4) 評議員及び評議員会

評議員及び評議員会に関し、前記(1) - 、 、 を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

運用指針

(5) 理事の構成

理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)が、理事会を実質的に支配しうる程度の大きな役割を占めている場合には、法人の運営がこれらの者の利益、又はこれらの者と関係を有する特定の団体等の利益のために行われるおそれがある。そこで、このような特別の関係にある者の数は、理事会を実質的に支配できないと予想される程度にとどめる必要があるため、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする必要がある。

所管する官庁の出身者についても、これらの者が公益法人の理事の多数を占めることにより、当該公益法人が所管する官庁と一体となって活動し、実質的な行政機関として機能するおそれがあるため、一定の割合以下にとどめる必要がある。

ここでいう「所管する官庁の出身者」とは、以下の要件をすべて満たす者を指す。

本省庁課長相当職以上(教育職、研究職、医療職は除く。)を経験

その者のいわゆる「親元省庁」が当該法人を所管する官庁(官庁の組織変更があった場合は、変更前の官庁組織等の状況も考慮する。)

退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任(公務員を退職後5年以上を経ており、この間、当該公益法人の職員に就いていた者を除く。)

官房付等で退職した者の場合は、前職で判断することとし、外局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局等を含む。複数の官庁の共管の法人の場合は、共管している官庁の出身者の合計が理事現在数の3分の1以下としなければならない。なお、現職公務員については、公益法人に対する指導監督等を行うという本来の職務を考えると、公益法人の理事に就任することは望ましくないが、仮に就任している場合は、これを「官庁の出身者」に含めて考えるものとする。

また、同一の業界の関係者が理事の多数を占めている場合には、そのような法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなるおそれがあることから、同一の業界の関係者が理事現在数の2分の1以下とする必要がある。

ここでいう「同一の業界の関係者」は、同一の産業に属する、継続して商業、工業、金融業その他の事業を行う者を指す（個人事業主を含む。）。同一の産業が否かについては、日本標準産業分類における中分類を一つの参考資料とし、それぞれの実態を踏まえ、所管官庁が判断する。なお、企業等を退職した者についても、退職後10年未満の間に理事に就任した場合には、当該企業が属する業界の関係者に含まれる。

公務員出身者については、原則として業界の関係者には含まれない。また、公益法人等の業務に専ら従事する役職員が当該法人以外の公益法人の理事に就任する場合については、それらの法人等の行う事業によりその属する産業を定めるものとし、非常勤等の公益法人等の役員については、原則として本来行っている事業等により判断するものとする。

なお、大学教授等（研究、教育のみに従事している場合に限る。）については、学識者として理事に任命される限りにおいては、業界の関係者には含まれないものとする。

指導監督基準等適合状況（平成14年10月1日現在）

同一親族理事が3分の1以下法人	全体：98.9%（国：99.6%、都道府県：98.7%）
同一特定企業関係者理事が3分の1以下法人	全体：99.0%（国：98.9%、都道府県：99.0%）
所管官庁理事数が3分の1以下法人	全体：98.0%（国：99.9%、都道府県：97.3%）
同一業界関係者理事が2分の1以下法人	全体：75.9%（国：85.0%、都道府県：72.5%）
財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が2分の1以下法人	全体：98.7%（国：99.6%、都道府県：98.4%）

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（役員親族等の排除）

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（役員選任）

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）
- 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。以下本項及び第四十四条第一項において同じ。）
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。
- 3 （略）
- 4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることにはならない。

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）
（役員の親族等の排除）

第二十二條 役員のうちには、それぞれの役員について、当該役員、その配偶者及び三親等内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

平成 15 年度 公益法人に関する年次報告（総務省）

表2-2-6 所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数

	単管	共管	合計	前年合計
国所管	8	2	10	9
都道府県所管	516	7	523	529
合計	524	8	532	537

〔国所管〕

	本省庁			地方支分部局			省庁別合計		
	単管	共管	合計	単管	共管	合計	単管	共管	合計
内閣府	0	0	0	—	—	—	0	0	0
警察庁	0	0	0	—	—	—	0	0	0
防衛庁	0	0	0	—	—	—	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	1	1	2	1	0	1	2	1	3
法務省	0	0	0	—	—	—	0	0	0
外務省	0	0	0	—	—	—	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	0	2	—	—	—	2	0	2
厚生労働省	1	0	1	0	1	1	1	1	2
農林水産省	0	0	0	—	—	—	0	0	0
経済産業省	2	1	3	—	—	—	2	1	3
国土交通省	1	0	1	0	0	0	1	0	1
環境省	0	0	0	—	—	—	0	0	0
省庁合計	7	1	8	1	1	2	8	2	10

〔注〕 1 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。
2 調査基準日以後、適正化が進んだ官庁もある。

表2-2-8 同一親族理事の状況別法人数及び同一特定企業関係者理事の状況別法人数

(同一親族理事の状況別法人数)

所管官庁		法人数	同一親族理事のいる法人数	うち同一親族が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,850	207	5
	財団	3,236	407	23
都道府県所管	社団	9,154	181	26
	財団	9,978	1,011	223
合計		26,043	1,800	277
		比率(%)	6.9	1.1

(同一特定企業関係者理事の状況別法人数)

所管官庁		法人数	同一特定企業関係者理事のいる法人数	うち同一特定企業関係者が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,850	429	19
	財団	3,236	779	54
都道府県所管	社団	9,154	256	39
	財団	9,978	886	158
合計		26,043	2,331	268
		比率(%)	9.0	1.0

表2-2-9 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一業界関係者が理事現在数の 1/2を超えている法人数	うち理事全員が同一業界関係者の 法人数
国所管	社団	3,850	870	250
	財団	3,236	195	51
都道府 県所管	社団	9,154	4,212	3,005
	財団	9,978	1,040	390
合 計		26,043	6,278	3,682
		比率(%)	24.1	14.1
前年合計		26,183	6,315	3,679

(3) 役員報酬等の制限について

指導監督基準

4. 機関

(1) 理事及び理事会

常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとすること。

運用指針

(6) 理事の報酬

常勤の理事の報酬が、当該公益法人の資産、収支の状況から見てあまり多額になると、公益法人として行うことの許されない利益配分と見られるおそれがあり、公益事業を圧迫する可能性もある。また、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目指すものであるため、税制上の優遇を受けているものであり、そのような法人に属する理事の報酬が、社会的批判を受けるような高額なものであってはならない。したがって、常勤の理事の報酬の単価及びその合計額は、このような事態を招くような不当に高額又は多額なものであってはならない。

なお、非常勤理事に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二（略）

平成 15 年度 公益法人に関する年次報告（総務省）

表2-2-15 有給常勤役員のア平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	有給常勤役員のア平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	3,850	1,523	358	963	542	331	102	31
	財団	3,236	1,313	312	433	497	409	237	35
都道府 県所管	社団	9,154	6,484	1,319	1,079	213	45	5	9
	財団	9,978	6,391	1,242	1,406	628	226	45	40
合 計		26,043	15,634	3,226	3,806	1,871	1,003	388	115
全法人に占める比率 (%)			60.0	12.4	14.6	7.2	3.9	1.5	0.4
有給役員に占める比率 (%)				31.0	36.6	18.0	9.6	3.7	1.1
前 年 合 計		26,183	15,802	3,257	3,745	1,872	981	400	126

(4) 役員の責任について

議論の中間整理（平成16年3月31日公益法人制度改革に関する有識者会議）（抜粋）

（別紙） 新たな非営利法人（仮称）制度の骨格とその検討課題

第2 非営利社団法人（仮称）

4 管理

（3）理事及び監事に関する規律

定数、任期、選解任、欠格事由及び法人との関係等に関する規律や非営利社団法人（仮称）又は第三者に対する責任等について、所要の規定を置くこととする。

第3 非営利財団法人（仮称）

2 基本財産制度、ガバナンス、計算等、寄附行為の変更等

基本財産制度の要否、ガバナンスの在り方（評議員会制度の要否、理事、監事制度の拡充の要否）、計算等及び寄附行為の変更等に関する規律の在り方について、公益性を要件としない一般的な財団法人制度の創設の要否と併せ、さらに検討する。

民法（民法第一編第二編第三編）（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第五十七条 法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理権ヲ有セス此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第六百四十四条 受任者ハ委任ノ本旨ニ従ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ処理スル義務ヲ負フ

中間法人法（平成十三年法律第四十九号）（抄）

（有限責任中間法人との関係）

第四十三条 有限責任中間法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

2 理事が受ける報酬は、定款にその額を定めなかったときは、社員総会の決議によって定める。

（有限責任中間法人との取引等）

第四十六条 理事が有限責任中間法人の財産を譲り受け、有限責任中間法人に対して自己の財産を譲り渡し、有限責任中間法人から金銭の貸付けを受け、その他自己又は第三者のために有限責任中間法人と取引をするには、社員総会の承認を得なければならない。有限責任中間法人が理事の債務を保証し、その他理事以外の者との間において有限責任中間法人と理事との利益が相反する取引をする場合についても、同様とする。

2 前項の理事又は有限責任中間法人を代表して同項の取引をしようとする理事は、同項の社員総会において、同項の取引についての重要な事実を開示しなければならない。

- 3 第一項の承認の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。
- 4 民法第百八条の規定は、第一項前段の承認を得た同項前段の取引については、適用しない。

(有限責任中間法人に対する責任)

第四十七条 理事が第六十五条第二項又は第三項の規定に違反する基金の返還に関する議案を社員総会に提出したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該議案を承認する決議に基づき違法に返還された額を弁済する責めに任ずる。

- 2 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該行為により当該有限責任中間法人が受けた損害額を賠償する責めに任ずる。
- 3 第一項の議案の提出又は前項の行為をすることに同意した理事は、当該提出又は当該行為をしたものとみなす。
- 4 第一項又は第二項の理事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(第三者に対する責任)

第四十八条 理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。

- 2 理事が第十四条第二項若しくは第七十四条第二項の申込用紙若しくは第五十九条第一項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該理事が当該記載、当該登記又は当該公告をするについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(有限責任中間法人との関係)

第五十四条 有限責任中間法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

- 2 監事が受ける報酬は、定款にその額を定めなかったときは、社員総会の決議によって定める。
- 3 監事が数人ある場合において、各監事の受ける報酬の額について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該額は、前項の報酬の範囲内において、監事の協議によって定める。

(有限責任中間法人に対する責任)

第五十六条 監事がその任務を怠ったときは、当該監事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

- 2 前項の監事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(第三者に対する責任)

第五十七条 監事はその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該監事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 監事が監査報告書に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該監事が当該記載をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

「一問一答 中間法人法」(平成14年3月29日、社団法人商事法務研究会)

なお、商法254条ノ3はいわゆる取締役の株式会社に対する忠実義務についての規定ですが、同条がこの忠実義務を取締役の善管注意義務(商法254条第3項、民法第644条)とは別個の義務として規定したものとはいえないものと考えられることから、有限責任中間法人の理事については、善管注意義務(第43条第1項、民法第644条)に加えて忠実義務に関する規定を設けることはしていません。

商法(明治三十二年法律第四十八号)(抄)

第二百五十四条 取締役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

会社ハ定款ヲ以テスルモ取締役ガ株主タルコトヲ要スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得ズ

会社ト取締役トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ

第二百五十四条ノ三 取締役ハ法令及定款ノ定並ニ總會ノ決議ヲ遵守シ会社ノ為忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ

【理事の「外部的コントロール」関係】

(5)外部監査の導入について

議論の中間整理（平成16年3月31日公益法人制度改革に関する有識者会議）（抜粋）

（別紙）新たな非営利法人（仮称）制度の骨格とその検討課題

第2 非営利社団法人（仮称）

8 外部者による監査等

外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否については、会社法の見直しに関する議論を踏まえつつ、さらに検討する。

公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）（抜粋）

3 その他

(2) 外部監査の要請

各府省は、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請する。

(3) 都道府県への要請

国は都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（抄）

（書類の作成等）

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 （略）

3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）

（定義）

第一条の二 この法律において「大会社」とは、次の各号のいずれかに該当する株式会社をいう。

- 一 資本の額が五億円以上であること。
- 二 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以上であること。

2・3 （略）

4 この法律において「連結子会社」とは、他の株式会社により経営を支配されているものとして法務省令で定める会社その他の団体をいう。

（会計監査人の監査）

第二条 大会社（清算中のものを除く。）は、この節に定めるところにより、商法第二百八十一条第一項に掲げるもの（同項第三号に掲げるもの及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 資本の額が一億円を超える株式会社（第一条の二第一項各号のいずれにも該当しないものに限り、清算中のものを除く。）は、定款をもつて、この節に規定する特例の適用を受ける旨を定めることができる。この場合においては、当該株式会社を大会社とみなして、前項及び次条から第十九条まで（第四条第二項第二号並びに第七条第三項及び第五項中連結子会社に関する部分並びに第十八条第四項を除く。）の規定を適用する。

（会計監査人の資格）

第四条 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二十四条又は第三十四条の十一の規定により、大会社の第二条第一項に掲げるものについて監査をすることができない者
- 二 大会社の子会社（商法第二百十一条ノ二に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは連結子会社若しくはそれらの取締役、執行役（第二十一条の五第一項第四号に規定する執行役をいう。以下この節において同じ。）若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 四 監査法人でその社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第二号に掲げる者であるもの

（会計監査人の権限等）

第七条 会計監査人は、いつでも、次に掲げる閲覧又は謄写をし、又は取締役及び支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 一 大会社の会計の帳簿及び資料が書面で作られているときは、その書面の閲覧又は謄写
- 二 大会社の会計の帳簿及び資料が電磁的記録で作られているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示し

たものの大会社の本店における閲覧又は謄写

- 2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、大会社の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 会計監査人は、その職務（連結子会社については、第十九条の二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。）を行うため必要があるときは、子会社若しくは連結子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社若しくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 4 商法第二百七十四条ノ三第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 会計監査人は、その職務を行うに当たつて第四条第二項第一号から第三号までに該当する公認会計士、大会社又はその子会社若しくは連結子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である者及び大会社又はその子会社若しくは連結子会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者を使用してはならない。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）

第六十六条の十一の二（略）

- 2（略）
- 3 前二項に規定する認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く。）をいう。
- 4～9（略）

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）

第三十九条の二十二の二 法第六十六条の十一の二第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一・二（略）

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

イ（略）

ロ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

ハ（略）

四～九（略）

2～11（略）

(6)代表訴訟類似の制度等について

中間法人法（平成十三年法律第四十九号）（抄）

（代表訴訟）

第四十九条 社員は、有限責任中間法人に対し、書面によって、理事の責任を追及する訴えの提起を請求することができる。この場合においては、監事が、当該有限責任中間法人を代表して当該請求を受けるものとする。

- 2 有限責任中間法人が前項前段の請求の日から六十日以内に同項前段の訴えを提起しないときは、同項前段の社員は、有限責任中間法人のために、当該訴えを提起することができる。
- 3 前項に規定する期間の経過により有限責任中間法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、社員は、直ちに前項の訴えを提起することができる。
- 4 前二項の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。
- 5 社員が第二項又は第三項の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の請求により、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 6 被告が前項の請求をするには、第二項又は第三項の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。
- 7 商法第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三の規定は、理事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中「前条第三項又八第四項」とあるのは「中間法人法第四十九条第二項又八第三項」と、同条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「中間法人法第四十七条第四項」と、同条第六項中「前条第三項又八第四項」とあり、及び同法第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第三項又八第四項」とあるのは「中間法人法第四十九条第二項又八第三項」と読み替えるものとする。
- 8 第一項後段の規定は、有限責任中間法人が前項前段において準用する商法第二百六十八条第六項の通知及び催告を受ける場合について準用する。

（準用規定）

第五十八条（略）

2（略）

3 第四十九条第一項前段及び第二項から第六項まで並びに商法第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三の規定は、監事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中「前条第三項又八第四項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項又八第三項」と、同条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「中間法人法第五十六条第二項」と、同条第六項中「前条第三項又八第四項」とあり、及び同法第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第三項又八第四項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項又八第三項」と読み替えるものとする。

【残余財産の帰属関係】

(7)残余財産の帰属について

議論の中間整理（平成16年3月31日公益法人制度改革に関する有識者会議）（抜粋）
（別紙）新たな非営利法人（仮称）制度の骨格とその検討課題

第2 非営利社団法人（仮称）

7 清算時の残余財産の帰属

残余財産の帰属は、定款又は社員総会の決議によって定めることとする。

民法（民法第一編第二編第三編）（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第七十二条 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ帰属ス

定款又ハ寄附行為ヲ以テ帰属権利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為メニ其財産ヲ処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リテ処分セラレサル財産ハ国庫ニ帰属ス

昭和29年3月24日付け法務省民事局長回答（昭和29年3月3日日本電気工業会長照会）

（照会）左記の事項について御教示賜り度く此の段照会申し上げます。

1 社団法人定款に於て残余財産帰属について「残余財産の処分は社員総会の決議を以て決定する」旨の規定のあった場合右の規定は民法第72条第2項に定める残余財産の帰属者を指定する方法を定めたものに当るものと思料致しますが貴見を承り度い。

2 社団法人の残余財産の帰属者を出資者乃至社員と指定することは公益法人に於ては許されざるものに非ずと思料致しますが貴見を承り度い。

以上御照会申し上げます。

（回答）本月3日付けで照会のあった標記の件については、次のとおりと考える。

1 については、貴見のとおり。

2 については、如何なる場合においても解散した社団法人の残余財産を社員に分配することは、公益法人の性質上許されないものと解する。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（定款）

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十一 （略）

十二 解散に関する事項

十三・十四 （略）

2 （略）

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 民法第三十四条の規定により設立された法人

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（残余財産の帰属）

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（申請）

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一～十一 （略）

十二 解散に関する事項

十三・十四 （略）

2 （略）

3 第一項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

4 （略）

（残余財産の帰属）

第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

このほか、学校法人（私立学校法）、更生保護法人（更生保護事業法）等においても、同様に、解散時の残余財産の帰属者となり得る者を一定の範囲に限定する規定あり。

【財務関係】

(8)内部留保のあり方について

公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」）

5.財務及び会計

(7)いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

財団法人における基本財産、公益事業を実施するために有して来る基金、法人の運営に不可欠な固定資産、将来の特定の支払いに充てる引当資産等、負債相当額

公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「運用指針」）

(1)公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではない。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度のいわゆる「内部留保」を有することは必要である。

(2)しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目途とすべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資産運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%以下であることが望ましい。

(3)本文における「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金（事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。）

法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等

将来の特定の支払いに充てる引当資産等：退職給与引当資産、減価償却引当資産等

負債相当額（将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当資産を有しているものは除く。）

なお、固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。

また、引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予

定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当資産等は、これに該当しない。

内部留保水準の計算式

内部留保額	=	総資産額 - 財団法人における基本財産 - 公益事業を実施するために有している基金 - 法人の運営に不可欠な固定資産
		- 将来の特定の支払いに充てる引当資産等 - 負債相当額
内部留保水準	=	内部留保額 / (事業費 + 管理費 + 事業に不可欠な固定資産取得費)

指導監督基準等適合状況 (平成14年10月1日現在)

内部留保水準が30%以下法人	全体：61.9% (国：64.3%、都道府県：61.2%)
----------------	-------------------------------

「指導監督基準等」における内部留保及び情報公開について (平成11年1月18日日本公認会計士協会)

内部留保

1 意義

Q1 「いわゆる内部留保」と一般にいう企業の内部留保とは、どのように異なるのですか。

A 企業会計では、企業活動の成果を分配した残余分等で、企業の将来のために貯えられたものを一般的に内部留保と考えられている。公益法人の場合は、その事業の性質上利益概念が存在せず、法人財産に対する持分権もないことから、広義に解して正味財産と考えられる。

しかし、指導監督基準等にいう「いわゆる内部留保」(以下「内部留保」という。)は、公益法人の総資産から、事業活動上不可欠な資産や、寄附行為等で処分・取崩ができない資産、さらには将来の特定の支出に備えるための資産等及び一定の負債相当額を差し引いたものを内部留保としている。

指導監督基準等では公益法人の非営利性等からの税制上の優遇等に着目し、公益法人の内部留保は、公益事業を実施できる程度にとどめることを目途にすべきとし、過大な内部留保とならないよう、公益法人の内部留保の意義及び水準等を定めている。

平成 15 年度 公益法人に関する年次報告（総務省）

表2-2-37 内部留保額規模別法人数

所管官庁		法人数	内部留保額規模別法人数					内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)	
			-1千万円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満			1億円以上
国所管	社団	3,850	209	146	283	1,099	1,506	607	189,098	49
	財団	3,236	316	87	171	551	1,211	900	-237,109	-73
都道府 県所管	社団	9,154	530	341	1,271	3,421	2,856	735	-55,177	-6
	財団	9,978	1,179	449	1,637	2,787	2,748	1,178	-608,360	-61
合 計		26,043	2,221	1,005	3,296	7,821	8,298	3,402	-699,513	-27
		比率(%)	8.5	3.9	12.7	30.0	31.9	13.1		

表2-2-38 内部留保の水準別法人数

所管官庁		法人数	内部留保の水準別法人数					
			-100%以下	-100%超 0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
国所管	社団	3,850	45	287	2,274	957	271	16
	財団	3,236	100	283	1,573	814	389	77
都道府 県所管	社団	9,154	208	616	4,634	2,160	1,358	178
	財団	9,978	527	1,011	4,707	1,506	1,747	480
合 計		26,043	878	2,173	13,078	5,416	3,749	749
		比率(%)	3.4	8.3	50.2	20.8	14.4	2.9

(9) 管理費等の水準について

指導監督基準

5. 財務及び会計

- (8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

運用指針

- (1) 管理費は、通常、理事会等の開催・運営のための経費等の事務費、(管理部門の)役員及び職員の報酬、給与等の人件費、賃貸料等事務所の維持管理費、光熱費からなり、公益法人の運営に必要な基礎的な経費である。しかし、結局は、公益法人の内部に還元される傾向の強い経費であることから、当期支出合計額に占める割合が過大になり、公益事業を圧迫するようなことがあってはならない。合理的な経営により、管理費を可能な限り総支出額の2分の1以下に抑え、これを超える場合には、管理費のうち、何が過大であるかを把握し、役職員の削減、事務所の見直し等により、経費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。
- (2) 管理費の最も大きな割合を占めるのが人件費と考えられるが、そのうち常勤の理事の報酬等については、本基準4. 機関において、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとするを定めているところであるが、職員の給与等についても過大なものとならないようにする必要がある。したがって、給与等の妥当性、管理部門と事業部門との適正な人員の配置等により、管理費のほとんどを人件費が占めるようなことのないようにする必要がある。

指導監督基準等適合状況(平成14年10月1日現在)

管理費が総支出額の2分の1以下法人	全体：89.8%(国：94.8%、都道府県：88.0%)
-------------------	------------------------------

NPO法の運用方針について(平成15年12月18日改定/内閣府国民生活局。以下「NPO運用方針」)

(4) 管理運営

認証基準

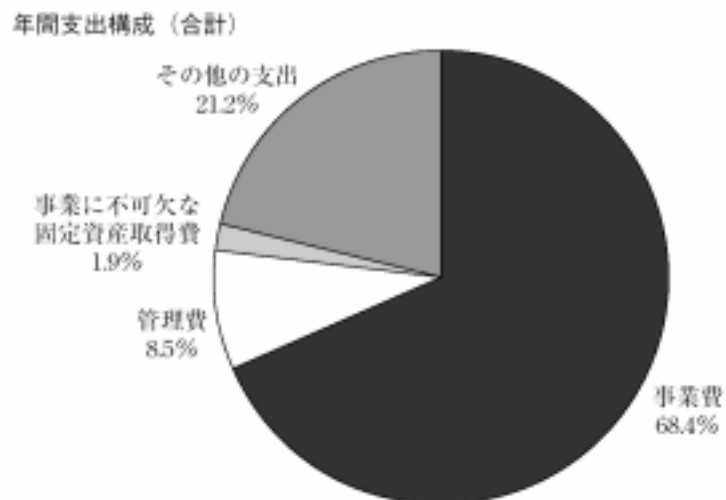
管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

報告徴収等の対象となり得る監督基準

管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

平成 15 年度 公益法人に関する年次報告(総務省)

図表2-2-26 年間支出構成



(百万円)

		事業費	管理費	事業に不可欠な 固定資産取得費	その他の支出	合計
国所管	社団	2,882,491	293,776	50,651	399,774	3,626,713
	財団	5,407,320	503,392	146,427	1,976,210	8,033,291
都道府 県所管	社団	1,522,167	322,914	49,487	376,565	2,271,139
	財団	4,259,408	626,286	158,202	1,599,838	6,643,732
合計		13,984,969	1,735,631	392,879	4,346,215	20,459,655
比率 (%)		68.4	8.5	1.9	21.2	100.0
前年合計		13,974,909	1,754,920	436,814	4,261,563	20,428,199

表2-2-28 管理費割合別法人数

所管官庁		法人数	管理費の総支出に占める割合別法人数								50%以下法人 数合計
			0%未満	0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未満	100%	100%超	
国所管	社団	3,850	9	22	2,099	1,474	194	43	1	8	3,604
	財団	3,236	26	42	2,425	621	91	22	2	7	3,114
都道府 県所管	社団	9,154	16	259	4,909	2,911	891	148	3	17	8,095
	財団	9,978	65	520	6,482	1,673	749	417	20	52	8,740
合 計		26,043	116	842	15,817	6,620	1,909	629	26	84	23,395
		比率(%)	0.4	3.2	60.7	25.4	7.3	2.4	0.1	0.3	89.8

(10)財産的基盤の確保について

議論の中間整理（平成 16 年 3 月 31 日公益法人制度改革に関する有識者会議）（抜粋）

（別紙） 新たな非営利法人（仮称）制度の骨格とその検討課題

第 2 非営利社団法人（仮称）

2 設立

準則主義を前提とする所要の規定を置くこととし、設立時に一定額の財産の保有を求めることの要否について、最低資本金制度の見直しに関する議論を踏まえつつ、引き続き検討する。

指導監督基準

5 . 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

（ 1 ）原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。

運用指針

（ 1 ）公益法人の健全かつ適切な会計処理の確保を目的として昭和 52 年 3 月に公益法人監督事務連絡協議会により、公益法人会計基準が決定されたが、昭和 60 年 10 月、連絡会議において改正が行われ、昭和 62 年度から実施している。

（ 2 ）そこで、会計基準自体に定める例外を除き、すべての公益法人においてこの会計基準を適用し、会計処理の適正を期すよう指導する必要がある。

指導監督基準

（ 2 ）社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入があること。

（ 3 ）財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄付財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。

運用指針

（ 1 ）公益法人の財政的基礎は、社団法人にあっては会費に、財団法人にあっては寄附財産に置かれなければならないことを前提としており、これらによる相当程度の収入を有すべきである。

（ 2 ）ただし、恒常的な賛助金等毎年安定して得られる収入がある場合は、これを含めた資金全体で、設立目的の達成に必要な事業活動ができるものと考えられる。

指導監督基準

（ 4 ）基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。

運用指針

- (1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。
- (2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。
 - 価値の変動が著しい財産・・・株式、株式投資信託、金、外貨建債券等
 - 客観的評価が困難な財産・・・美術品、骨董品等
 - 減価する財産・・・建築物、建造物等減価償却資産
 - 利子又は利用価値を生じない財産・・・現金、当座預金、事務所用施設
 - 換金の容易な財産・・・普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産
 - 回収が困難になるおそれのある方法・・・融資
- (3) ただし、博物館の運営を事業とする法人等が、美術品、骨董品等の財産を保全する必要があることから、基本財産とする場合などは、好ましいものと考えられるなど、所管官庁が指導を行うに当たっては、当該公益法人の目的等も十分考慮する必要がある。

指導監督基準

- (5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。

運用指針

- (1) 基本財産以外の資産、すなわち、運用財産の管理運用に当たっても、安全、確実な方法で行うことが望ましい。しかしながら、その時々々の経済・金融情勢にかんがみ、一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で管理運用し、公益事業の安定的・積極的な遂行に資することが望まれる。そこで、運用財産のうち、日常的経費の支出に必要な現金、事務所用施設等、当該法人の当面の運営に必要な資産を除いては、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で管理することが望ましい。
- (2) 運用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られる（株式の保有等については、本基準6．参照）。
- (3) 公益法人の財産（基本財産、運用財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担財産が財産の相当部分を占めないようにする必要がある。

指導監督基準

- (6) 公益法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。

運用指針

- (1) 公益法人が手持又は通常の収入では賅えない支出を行う場合、資金の借入を行う必要がある。そのような借入には、一時的なつなぎ資金のための

借入以外に、長期の借入（返済期限が1年以上の借入）を行う場合もあり得る。このような長期借入は、事業の拡張や経営の建て直し等、公益法人の運営上、重要な事態にかかることが多く、またその額の如何によっては、法人の命運を左右しかねないため、十分注意を払って行う必要がある。

- (2) このため、公益法人が長期借入を行うに際しては、年度当初に収支予算書に明記し、理事会及び総会等の承認を得なければならないが、その際、
- 確実な返済計画はあるか
 - 借入先及び利息は適切か
 - 長期借入金の使途及び額は適切か
 - その他、公益活動に支障をもたらすものでないか
- 等について、十分な検討が必要と考えられる。
- (3) 所管官庁においては、収支予算書に長期借入金収入が計上されている場合には、上記(2)1)～4)の事項について、十分な状況把握に努める必要がある。また、当初予算に計上されておらず、年度途中で長期借入を行う必要が生じた場合や、当初予算に計上しているものであっても年度当初には、借入先、利子率等借入の詳細が決定していない場合においても、所管官庁は、必要な資料の届出を受けること等により、当該法人の長期借入の状況把握に努める必要がある。

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（資産）

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

- 2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）

（資産）

第五条 更生保護法人は、更生保護事業を営むために必要な資産を備えなければならない。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（要件）

第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

医療法（昭和三十二年法律第二百五号）（抄）

第四十一条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

- 2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

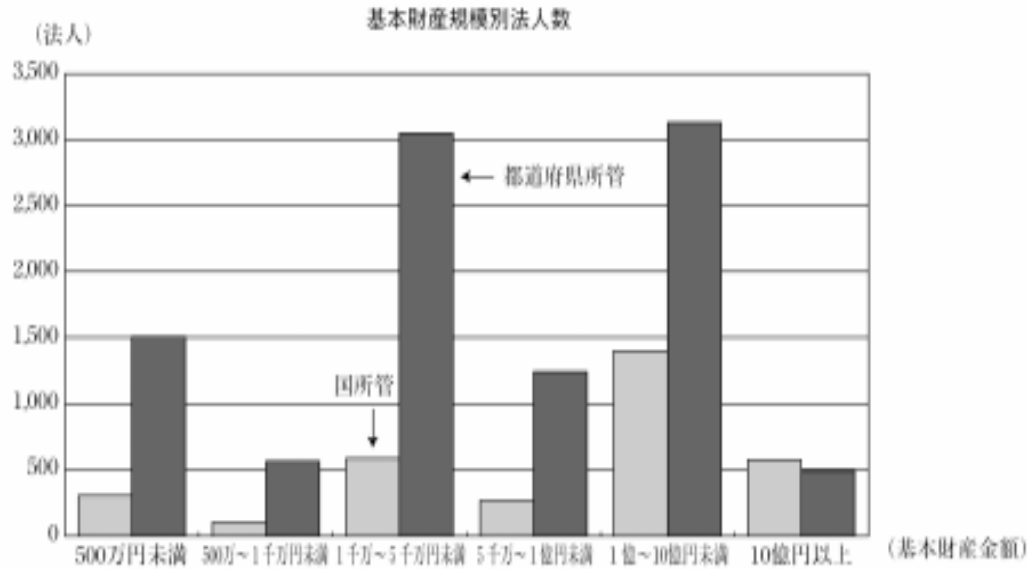
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）

第三十条の三十四 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の百分の二十（法第四十二条第二項に規定する特別医療法人にあつては、百分の三十）に相当する額以上の自己資本を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する自己資本とは、資本金及び剰余金の合計額（繰越損失金がある場合にはその額を控除した額）をいう。

平成 15 年度 公益法人に関する年次報告(総務省)

図表2-1-15 基本財産規模別法人数



所管官庁	財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産合計金額 (百万円)	基本財産平均金額 (百万円)
		500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
国 所 管	3,236	306	103	585	269	1,401	572	2,674,705	827
都道府県所管	9,978	1,507	563	3,047	1,241	3,131	489	2,349,802	235
合 計	13,171	1,807	664	3,615	1,501	4,524	1,060	5,019,051	381
	比率(%)	13.7	5.0	27.4	11.4	34.3	8.0		
前 年 合 計	13,294	1,825	682	3,641	1,538	4,555	1,053	4,957,948	373

表2-2-33 資産額規模別法人数

所管官庁		法人数	資産額規模別法人数						資 産 合計金額 (百万円)	資 産 平均金額 (百万円)
			1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	社团	3,850	451	1,114	541	1,051	224	469	18,330,208	4,761
	財団	3,236	84	237	196	944	504	1,271	85,513,686	26,426
都道府 県所管	社团	9,154	2,364	2,911	1,162	1,727	392	598	5,473,711	598
	財団	9,978	571	1,715	1,434	3,462	1,043	1,753	14,828,128	1,486
合 計		26,043	3,421	5,927	3,323	7,147	2,160	4,065	123,998,065	4,761
		比率(%)	13.1	22.8	12.8	27.4	8.3	15.6		
前年合計		26,183	3,506	5,977	3,317	7,183	2,166	4,034	127,011,536	4,851

表2-2-34 負債額規模別法人数

所管官庁		法人数	負債額規模別法人数						負 債 合計金額 (百万円)	負 債 平均金額 (百万円)
			1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	社团	3,850	1,637	1,054	337	498	100	224	15,271,990	3,967
	財団	3,236	1,270	562	306	550	166	382	78,135,518	24,146
都道府 県所管	社团	9,154	5,733	1,831	506	686	133	265	3,682,327	402
	財団	9,978	5,337	1,734	698	1,114	319	776	8,914,206	893
合 計		26,043	13,882	5,148	1,831	2,831	711	1,640	105,920,854	4,067
		比率(%)	53.3	19.8	7.0	10.9	2.7	6.3		
前年合計		26,183	14,040	5,148	1,779	2,820	741	1,655	109,498,805	4,182

【その他ガバナンスに係る規律関係】

(11) 株式保有等制限について

指導監督基準

6. 株式の保有等

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
上記5- における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

指導監督基準等適合状況(平成14年10月1日現在)

株式未保有法人(認められている株式保有を含む)	全体: 98.1%(国: 98.3%、都道府県: 98.1%)
過半数株式保有会社のない法人	全体: 99.7%(国: 99.5%、都道府県: 99.7%)

運用指針

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であることから、営利企業を設立してはならない。したがって、公益法人の理事が当該公益法人を代表して営利企業の設立発起人となったり、当該営利企業に出資を行うことがあってはならない。
また、公益法人が営利企業と事業執行形態あるいは経理の混同、不合理な資金の融通、施設の無償貸与その他過度の便宜供与を行うこと等によって、営利企業の実質的な経営を行うことも厳に避けなければならない。
- (2) 公益法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。
運用財産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
財団法人において、基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。
- (3) 基本財産として株式等が寄附される場合には、財団法人としての適切な活動等のため、所管官庁においては、寄附を受けた財団法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。
- (4) 本基準には規定されていないが、法律により認められているもの(特定の公益法人が指定されている場合のほかに、当該株式等が保有される特定の営利企業が指定されている場合を含む。)については、当然株式等の保有は可能である。

- (5) 本文(1) - 、 のような場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該公益法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- (6) 本文(1)の理由により株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)については、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載すること。
 名称、事務所の所在地、資本金等、事業内容、役員の数及び代表者の氏名、従業員の数、
 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合、保有する理由、当該株式等の入手日、
 当該公益法人と当該営利企業との関係(人事、資金、取引等)
- (7) 公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分すること。
 当該株式等を保有している間においては、上記(6)の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要を記載すること。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。

平成15年度 公益法人に関する年次報告(総務省)

表2-2-40 株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数	株式保有会社数別法人数					
			1社	2～5社	6～9社	10～19社	20～49社	50社以上
国所管	社団	183	122	49	5	3	4	0
	財団	558	291	177	37	33	13	7
都道府県所管	社団	321	252	54	4	8	3	0
	財団	791	440	254	43	31	17	6
合計		1,848	1,101	534	88	75	37	13
		比率(%)	59.6	28.9	4.8	4.1	2.0	0.7
前年合計		1,838	1,129	499	87	71	37	15

(注) 株式会社には、有限会社の持分を含む。

表2-2-42 過半数株式保有会社数別法人数

所管官庁		過半数株式保有会社数別法人数						
		法人数	1社	2社	3～5社	6～9社	10～19社	20社以上
国所管	社団	7	5	1	1	0	0	0
	財団	27	24	1	1	1	0	0
都道府 県所管	社団	21	20	0	1	0	0	0
	財団	36	34	1	1	0	0	0
合 計		91	83	3	4	1	0	0
	比率(%)		91.2	3.3	4.4	1.1	0.0	0.0
前年合計		104	94	5	4	1	0	0

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

(12)その他

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）

第六十六条の十一の二（略）

2（略）

3 前二項に規定する認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く。）をいう。

4～9（略）

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）

第三十九条の二十二の二 法第六十六条の十一の二第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一・二（略）

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

イ（略）

ロ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

ハ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として財務省令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

イ（略）

ロ その役員、社員、従業員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と財務省令で定める特殊の関係がある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして財務省令で定める要件を満たしていること。

二（略）

ホ 助成金の支給を行う場合は、事前に、助成対象者の募集及び選定の方法並びに助成内容を記載した書類を、事後遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を当該法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出すること。

ヘ 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う場合は、事前に、その金額及び用途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日）を記載した書類を当該法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出すること。

五（略）

- 六 当該法人につき法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 七 当該法人の第二項の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日(事業年度の定めがない場合には、当該申請書を提出した日を含む年の一月一日)において、その設立の日以後一年を超える期間(当該法人が法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けている法人である場合には、当該認定に係る直前二事業年度等の最後の事業年度の翌事業年度開始の日又は最後の年の翌年の一月一日以後二年以上の期間)が経過していること。
- 八 法第六十六条の十一の二第三項の認定に係る申請の際、当該法人に係る特定非営利活動促進法第九条に規定する所轄庁の当該法人につき法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付を受けていること。
- 九 直前二事業年度等において、第三号、第四号イからニまで、第五号及び第六号に掲げる要件(当該法人に係る法第六十六条の十一の二第三項の認定が最初のものである場合には、第五号に掲げる要件を除く。)を満たしていること。

2～11 (略)

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)(抄)

第三十条の三十五 法第四十二条第二項第一号の規定による要件は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 当該医療法人の設立者、役員等(その理事、幹事、評議員その他これらの者に準ずるものをいう。以下同じ。)若しくは社員又はこれらの者の親族等(これらの者と親族関係を有する者及び次に掲げる特殊の関係がある者をいう。)に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないものであること。

イ これらの者とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ これらの者の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

2 (略)

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)(抄)

(施設の設置)

第六十二条 (略)

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 (略)

4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十五条の規定により厚生労働大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

一～四 (略)

五 脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものでないこと。

5・6 (略)

3. 情報開示のあり方

議論の中間整理 - (別紙) 新たな非営利法人(仮称)制度の骨格とその検討課題(抄)

第2 非営利社団法人(仮称)

5 計算等

会計帳簿及び計算書類等の作成等について所要の規定を置くこととし、計算書類等及び定款等の開示の在り方については、引き続き検討する。

第3 非営利財団法人(仮称)

2 基本財産制度、ガバナンス、計算等、寄附行為の変更等

(略) 計算等及び寄附行為の変更等に関する規律の在り方について、公益性を要件としない一般的な財団法人制度の要否と併せ、さらに検討する。

指導監督基準(抄)

[本文]

2. 公益法人は、わが国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を強力に推進していくため、これまでの基準を整理・強化し、別紙1のとおり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を定める。

[別紙1]

7. 情報公開

(1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

定款又は寄付行為

役員名簿

(社団法人の場合)社員名簿

事業報告書

収支計算書

正味財産増減計算書

貸借対照表

財産目録

事業計画書

収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

運用指針（抄）

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。

インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて（平成 13 年 8 月 28 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）
（抄）

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）等に基づく公益法人改革の推進に資するため、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ）は、インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて、早急に下記の措置を講ずる。

記

1 すべての国所管公益法人に係る措置

- (1) 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成 13 年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料（公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）の から までに掲げる資料をいう。以下同じ）をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。

2 国から委託等、推薦等を受けている公益法人等に係る措置

各府省は、平成 13 年 10 月末までに、所管公益法人のうち、国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人又は補助金・委託費等の交付を受けている公益法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載する。

最新の業務及び財務等に関する資料

事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人については、委託等、推薦等に係る事務・事業の内容及び根拠法令名

補助金・委託費等の交付を受けている公益法人については、補助金・委託費等の名称及び金額

3 フォローアップ及びデータベースの構築

- (1) 総務省は、1 及び 2 によるディスクロージャーの状況をとりまとめ、公表する。
- (2) 総務省は、すべての公益法人を対象としたデータベースの構築に着手する。

4 （略）

『一問一答 中間法人法』（抄）

「（略）準則主義により設立され、かつ、社員が対外的に有限責任を享受する法人類型には、債権者保護および有限責任制度の濫用防止のために、法人の財産的基礎を確保し、債権者に対する情報開示を充実させること等が不可欠であると考えられます。」（P.55）

『知っておきたいNPO法（改訂版）』（抄）

「本法においては、特定非営利活動法人の活動状況等に関する情報を、広く市民一般に公開するものとしています。これは、一方では、特定非営利活動法人の活動状況を周知させ、参加の機会等を提供することによって、特定非営利活動の発展を促進するとともに、他方では、特定非営利活動法人

を市民の相互監視の下におくことによって、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づく特定非営利活動法人の自浄作用による是正を図ろうとしているからです。」(P.71～72)

『社会福祉法の解説』(抄)

「平成12年改正では、社会福祉法人に関し、その事業の開始や運営に際し課せられている資産要件をはじめとした種々の規制を緩和している。(略)このような規制緩和と併せて、社会福祉法人が、その高い公共性に着目して税制上の優遇措置などの公的助成を受けていることに鑑みれば、法人経営の公共性・透明性を引き続き担保していくことが必要となる。このため、事業経営の適正性・透明性を確保し、社会福祉法人に関する不祥事の発生を防止することにより、国民の信頼を築いていくことを目的として経営状況に関する情報開示を義務付けることとされたうえで重要なことであるといえよう。」(P.188～199)

「閲覧請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、その請求に応じて閲覧に供さなければならない。社会福祉法人が利害関係人からの情報開示請求を拒むことができる正当な理由としては、その請求が閲覧請求権の濫用と認められる場合などが考えられる。」

『医療法・医師法(歯科医師法)解』(抄)

「〔財産目録等の閲覧請求に係る〕条文は、医療法人の計算書類の作成、備付義務及び債権者の閲覧請求権について定めることによって、医療法人の業務の合理的運営及び利害関係人の保護を図ったものである。」(P.152)

「私立学校法の一部を改正する法律案の概要」〔文部科学省によるプレス発表資料より抜粋〕

「学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の関係者への閲覧を義務付ける。」

指導監督基準等適合状況(平成14年10月1日現在)

情報公開実施平均率	全体：87.6%(国：97.8%、都道府県：83.8%)
ホームページ開設法人	全体：35.7%(国：61.2%、都道府県：26.3%)

各種非営利法人制度等に係る情報開示制度の概要（平成16年5月現在）

	公益法人 (民法)	有限責任中間法人 (中間法人法)	NPO法人 (特定非営利活動促進法)	認定NPO法人 (租税特別措置法)	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)
開示の義務付け	規定なし 「原則として、一般の閲覧に供すること」〔法令上の規定ではない。所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、適合するように指導。〕	規定あり <計算書類、定款等> 「請求することができる」〔但し、開示に係る罰則を参照。〕 <会計帳簿等> 「請求することができる（一定事由〔註2〕に該当する場合を除き、拒否禁止）」	規定あり <各法人> 「正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない」 <所轄庁> 「公衆の縦覧に供しなければならない」	規定あり <各法人> 「正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること」 <国税庁長官> 「閲覧させなければならない」	規定あり 「閲覧させなければならない」〔但し、開示の相手方を参照。〕	規定あり 「正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」〔平成16年通常国会において成立した私立学校法の一部を改正する法律により、平成17年4月1日より施行。〕	規定あり 「閲覧を求めることができる」〔但し、開示に係る罰則を参照。〕	規定あり 「閲覧に供しなければならない」	規定あり 「正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」
開示に係る罰則等	規定なし	各種書類等の不備、不実記載等、正当な理由がないのに閲覧等を拒否したとき等	書類・帳簿の不備、不実記載等〔閲覧拒否に対する罰則はなし〕	認定の取消し	書類・帳簿の不備、不実記載等〔閲覧拒否に対する罰則はなし〕	書類・帳簿の不備、不実記載等〔閲覧拒否に対する罰則はなし〕	書類・帳簿の不備、不実記載、正当な理由がないのに閲覧を拒否したとき等	書類・帳簿の不備、不実記載等〔閲覧拒否に対する罰則はなし〕	書類・帳簿の不備、不実記載等〔閲覧拒否に対する罰則はなし〕
開示の相手方	制限なし 「一般の閲覧に供すること。」	<計算書類、定款等> 社員・債権者 <会計帳簿等> 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員	<各法人> 社員その他の利害関係人 <所轄庁> 制限なし	制限なし	信者その他の利害関係人（閲覧について正当な利益があり、かつ、不当な目的によるものでないと認められる者）	在学する者その他の利害関係人	債権者	制限なし	法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人
開示事項	定款又は寄附行為 役員名簿（常勤・非常勤の別、国家公務員出身者である役員最終官職を含む） 理事の氏名・住所〔登記事項〕 社員名簿（氏名・住所）〔社団法人の場合〕 事業報告書 収支計算書 正味財産増減計算書（資産の総額〔登記事項〕） 貸借対照表 財産目録 事業計画書 収支予算書	定款 理事・監事の氏名・住所〔登記事項〕 社員名簿 事業報告書 損益計算書 基金の総額〔登記事項〕 貸借対照表 会計帳簿、会計の書類、附属明細書	定款、定款の認証・登記関係書類 役員名簿（氏名、住所等、報酬の有無） 社員名簿（10人以上の氏名、住所等） 事業報告書 資産の総額〔登記事項〕 貸借対照表 財産目録 事業計画書〔設立時・定款変更時の年度分・翌年度分のみ。所轄庁での縦覧のみ。〕 収支予算書〔設立時・定款変更時の年度分・翌年度分のみ。所轄庁での縦覧のみ。〕	同左 同左 同左 同左 同左	規則及び認証書 役員名簿 代表権を有する者の氏名・住所・資格〔登記事項〕 宗教活動以外の公益事業・収益事業に関する書類 収支計算書 基本財産の総額〔登記事項〕 貸借対照表 財産目録	代表権を有する者の氏名・住所・資格〔登記事項〕 事業報告書 収支計算書 資産の総額〔登記事項〕 貸借対照表 財産目録	代表権を有する者の氏名・住所・資格〔登記事項〕 事業報告書 損益計算書 資産の総額〔登記事項〕 貸借対照表 財産目録	代表権を有する者の氏名・住所・資格〔登記事項〕 事業成績書 収支計算書、損益計算書（収益事業） 資産の総額〔登記事項〕 貸借対照表 財産目録	代表権を有する者の氏名・住所・資格〔登記事項〕 事業報告書 収支計算書 資産の総額〔登記事項〕 貸借対照表 財産目録 監事の意見を記載した画面
開示方法	主たる事務所・所管官庁での閲覧 HPでの公開を要請	事務所での閲覧、謄本・抄本の交付、謄写	所轄庁での縦覧、主たる事務所・所轄庁での閲覧	同左（一部は国税庁（所轄税務署等）で閲覧）	事務所での閲覧	各事務所での閲覧	各事務所での閲覧	主たる事務所での閲覧	各事務所での閲覧

註1)「公益法人」の欄の斜字は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)、「改正公益法人指導監督基準Q & A」(内閣総理大臣官房管理室公益法人行政推進室回答、『公益法人』1998年4月号以降掲載。)、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)又は「公務員制度改革大綱に基づく措置について」(平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に基づくものであることを示す。

註2) 一定事由とは、次のものである〔中間法人法第69条第3項において準用する商法第293条ノ7〕。
社員が社員の権利の確保・行使に関し調査を行うためではないのに請求を行ったとき、又は、法人の業務の運営・社員共同の利益を害するために請求を行ったとき。
社員が法人と競業を行う者であるとき、法人と競業を行う法人の社員・株主・取締役・執行役であるとき、又は、法人と競業を行う者のためにその者の法人の株式を保有する者であるとき。
社員が会計の帳簿・資料の閲覧・謄写による知り得た事実を利益を得て他人に通報するために、請求を行ったとき、又は、請求の日のまでの2年間においてその法人若しくは他の法人の会計の帳簿・資料に係る閲覧・謄写により知り得た事実を利益を得て他人に通報したことがある者であるとき。
社員が不適当なときに会計の帳簿・資料に係る閲覧・謄写を請求したとき。

註3) その詳細は次のとおり。
収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
イ 収入の生ずる取引及び支出の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
ロ 役員、社員、従業員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又は次に掲げる者との取引
(1) 役員、社員、従業員若しくは寄附者又はこれらの者と親族関係を有する者(2)において「役員等」という。)と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(2) 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産について生計を維持しているもの
(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
会員の資格要件、会員の住所又は事務所の所在地の属する市町村別の数、会費その他会員制度に関する事項
寄附金の募集に関する事項及び受け入れた寄附金の使途の実績に関する事項
寄附者（その寄附金の額の事業年度中（事業年度の定めがない場合には、年間）の合計額が二十万円以上である者に限る。）の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受領年月日
報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日